

第4版

2020年7月2日現在

今でも
使える

生活と営業支援

国民の声が政治を動かしています。「生活と営業支援の制度一覧」を更新しました。「第4版」をお届けします。日本共産党は、支援のいっそうの拡充を求めています。

制度一覧

県民のみなさんへ

1人10万円の給付（特別定額給付金）

- 国民の声に押され、1人一律に10万円が給付されます。
- 申請：役所から届く用紙に記入し郵送またはオンラインで申請。
- 申請期限：申請受付開始より3ヶ月以内（横浜市の場合は9月10日）
- 問い合わせ：総務省コールセンター ☎0120-260-020、各市町村

指示されて休業

休業手当—平均賃金の6割以上を支給

- 対象：会社の指示で休業、シフト削減になった場合、パート・アルバイトを含む全労働者に平均賃金の6割以上支給（労働基準法26条）。
- 本人が直接申請し、給付（8割、上限33万円）を受ける制度（休業支援金）創設。詳細は検討中。
- 相談窓口：神奈川労連相談センター ☎045-664-2367

家賃が払えない

家賃相当額3ヵ月分を給付、最長9ヵ月（住居確保給付金制度）

- 対象：「離職又は自営業を廃業した方」または「休業等に伴う収入減少により、離職・廃業には至らないが、それと同等の状況の方」（住居を失う恐れのある方も対象）
- 支給要件：世帯収入と預貯金など一定の要件があり、事前に最寄りの相談窓口に必要な書類などを確認する。
- 問い合わせ先：県内市町村相談窓口一覧は神奈川県ホームページ「住居確保給付金について」のページに掲載。

感染（疑い含む）で無給・減給なら傷病手当金

平均賃金日額×2/3×日数分支給

- 対象：感染または感染の疑いで自宅療養し、4日以上仕事を休み、その間の収入が得られなくなった場合、国民健康保険を含む公的医療保険から支給。
- 問い合わせ先：勤務先、加入している公的医療保険、国民健康保険の場合は市町村へ

子育て世帯へ

児童1人に1万円の給付（臨時特別給付金）

- 対象：児童手当受給世帯に対し、対象児童1人あたり1万円給付。

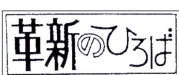
ひとり親支援（臨時特別給付金）

1世帯に5万円、第二子以降1人3万円加算

- 対象：児童扶養手当受給の方、収入が児童扶養手当受給と同じ水準になっている方（要申請）等。
- 問い合わせ先：両方とも各市町村

新型コロナウイルス対策や国・自治体の動き、国民の声を詳しく報道する「しんぶん赤旗」をお読みください。●毎日の日刊紙は月3497円。●毎週1回の日曜版は月930円。●電子版も発行しています。

2020年7月号外 日本共産党の見解を紹介します。



発行 日本共産党神奈川県委員会
住所 横浜市神奈川区西神奈川1-18-12
電話 045(432)2101 FAX 045(432)2103

日本共産党

小口融資を受けたい

緊急小口資金—上限20万円以内

（生活福祉資金貸付制度）

- 対象：新型コロナで収入が減少し、生計維持が必要な人。
- 貸付上限額：学校等の休業、個人事業主等の特例の場合20万円以内。その他の場合10万円以内。無利子・保証人不要。据え置き1年、償還2年。
- 申込先：市町村社会福祉協議会または労働金庫、郵便局

総合支援資金—最大60万円（2人以上世帯）

45万円（単身）貸付（生活福祉資金貸付制度）

- 対象：新型コロナで収入減少や失業等により、生計維持が困難になっている世帯。
- 貸付上限額：（2人以上）月20万円以内×3ヵ月以内。（単身）月15万円以内×3ヵ月以内。無利子・保証人不要。据え置き1年、償還10年。償還時に所得の減少が続く住民税非課税世帯の場合は返還を免除。
- 申込先：市町村社会福祉協議会

生活ができない

生活保護

- 対象：基準以下の収入しかなく、手持ち金もわずかで、生活に困窮していれば誰でも利用可能。
- 申請：福祉事務所。または党地方議員に相談を。

家計急変で学費負担が大変

小中学生は、就学援助

- 対象：各市町村で定めた所得水準に合致する保護者。家計急変で、年度途中でも認定可能。
- 支給対象：入学準備金、学用品、学校給食費など。
- 申し込み：学校または市町村教育委員会

高校生は、奨学給付金

- 対象：生活保護、住民税非課税世帯及び家計が急変し、非課税世帯に相当する世帯の高校生等。
- 制度：教科書費、教材費、学用品費。修学旅行費等を支給。
- 申し込み：各学校事務室。神奈川県教育委員会財務課 ☎045(210)8251。期限は12月15日まで。

学生・専門学生は

授業料減免70万円（上限、修学支援新制度）

- 対象：家計が急変し大学、短大、高専、専門学校で学ぶことが難しい人。4人世帯で年収が380万円以下（住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯）の世帯の学生。
- 相談窓口：各学校の学生課、奨学金窓口

困窮学生らに10万円または20万円給付

（学生支援緊急給付金）

- 住民税非課税世帯の学生は20万円、それ以外は10万円。
- 相談窓口：各学校の学生課、奨学金窓口

学生向け（25歳以下）携帯通信50GBまで無料

- 問い合わせ先：携帯電話会社（ソフトバンク、Yモバイル、KDDIは7月末まで。ドコモは終了）